

よくわかる 農家の青色申告

令和7年度版



全国農業委員会ネットワーク機構
全国農業会議所

都道府県農業委員会ネットワーク機構
都道府県農業会議

目次

農業者の令和7年度税制改正のあらまし	付1
令和7年度 税制改正要望主要事項（農林水産省）	付4
令和7年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直し	付5

第1章 青色申告制度のあらまし

1 農業所得の計算と青色申告	1
（1）青色申告と白色申告	1
（2）記帳や帳簿などの保存制度	1
2 青色申告のすすめ	2
（1）青色申告のすすめ	2
（2）青色申告と白色申告との納税比較	2
3 青色申告制度の主な特典（農業所得者に関する主なもの）	4
（1）青色申告特別控除	4
（2）青色事業専従者給与の必要経費算入	4
（3）減価償却費の特例	4
（4）貸倒引当金の必要経費算入	4
（5）純損失の繰越控除または繰戻しによる還付	5
（6）現金主義による所得計算の特例	5
4 青色申告のスケジュール	6

第2章 青色申告の手続き

1 青色申告の承認申請	7
（1）新規に農業を始めた時や廃止した時の手続き	7
（2）青色申告のできる人	7
（3）青色申告承認申請書の提出	7
（4）記帳の開始	8
2 青色事業専従者給与に関する届出	8
（1）青色事業専従者として認められる人	8
（2）青色事業専従者給与に関する届出書	8
（3）必要経費とされる青色事業専従者給与額	9
3 源泉徴収制度と源泉所得税の納期の特例の承認申請	9
（1）源泉徴収制度のあらまし	9
（2）源泉所得税の納期の特例制度	9
4 現金主義による所得計算の特例の届出	10
（1）現金主義による所得計算のしくみ	10
（2）現金主義により所得計算ができる人	10
（3）現金主義による所得計算の特例の届出	10
記載例のデータについて	11

第3章 青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付

1 青色事業専従者給与所得の源泉徴収の仕方	25
(1) 源泉徴収の準備	25
(2) 給与所得の源泉徴収税額表の使用区分	25
(3) 源泉徴収税額の求め方（税額表の見方）	27
(4) 源泉徴収簿の記入	30
2 源泉所得税の納付	30
(1) 源泉所得税の納付期限と納期の特例	30
(2) 簡便な源泉所得税の預かり方	30
(3) 所得税徴収高計算書（納付書）の記入の仕方と納付	30
3 年末調整	31
(1) 年末調整とは	31
(2) 扶養控除等（異動）申告書と保険料控除申告書等の受理	32
(3) 年末調整の仕方	32
(4) 所得税徴収高計算書（納付書）の記入の仕方と納付	38
4 源泉徴収票（給与支払報告書）の作成・交付および給与支払報告書（総括表）、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出	44
(1) 「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の留意点と記入の仕方	44
(2) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の記入の仕方	44

第4章 簿記記帳の実務

1 簿記記帳に当たって	49
(1) 記帳の心得	49
(2) 簿記の種類	49
(3) 記帳の準備	50
(4) 記帳の留意点	52
2 所得の種類と内容	53
(1) 事業（農業）所得の内容	53
(2) 事業（農業）以外の所得の内容	56
3 年末における決算準備（補正と決算）	59
(1) 科目別整理帳の合計	59
(2) 売掛金、買掛金残高の整理	59
(3) 前受（仮受）金、前払（仮払）金の整理	59
(4) 農産物、農業用用品、販売用家畜、未収穫農産物等の棚卸	59
(5) 農産物の家事消費額、事業消費額の計算	59
(6) 家事関連費の計算と経費からの控除	60
(7) 乳牛、果樹等の育成費用の計算と経費からの控除	60
(8) 減価償却費の計算と経費計上	60
(9) 損益計算書（所得税青色申告決算書）の作成	68
4 青色申告特別控除の計算	75
5 農業経営基盤強化準備金課税特例を受ける明細書等記入例	75
(1) 農業経営基盤強化準備金を積立てた場合	75
(2) 積立てた農業経営基盤強化準備金を取り崩し、農用地等固定資産を取得した場合	75

第5章 確定申告書の作成と納税

1 申告納税額の計算のしくみ	83
2 確定申告書の作成	83
(1) 住所および氏名等の記入	84
(2) 所得金額の計算	85
(3) 所得から差し引かれる金額の計算	88
(4) 課税される所得金額の計算	95
(5) 税額の計算	95
(6) 税額から差し引かれる金額	96
(7) 申告納税額の計算	97
(8) 肉用牛の売却による課税の特例を受ける場合の税額の計算	97
3 申告書の提出	98
4 申告期限の延長	98
5 所得税の納税	99

第6章 消費税の概要

1 消費税とはどういうものか	110
2 消費税の税率	110
3 消費税の課税・納付の流れ	111
4 消費税の課税対象	111
5 消費税がかからない取引	112
6 勘定科目別にみた消費税課税の有無	114
(1) 勘定科目別消費税対象項目一覧	114
(2) 固定資産の購入、売却処分等に係る留意点	115
7 消費税の納税義務者	115
8 事業者免税点制度	115
9 課税事業者の選択	117
10 相続等で事業を引き継いだ場合の納税義務	118
(1) 相続による場合	118
(2) 相続によらない事業継承の場合	118
11 消費税の総額表示義務	118
12 納付税額の計算方法	119
(1) 納付税額の計算の基本	119
○税額計算のイメージ	119
(2) インボイス制度実施後の税額計算	121
○インボイス制度における税額計算の方法と適用関係のイメージ	121
○経過措置と特例（時限措置）	122
(3) 一般課税と簡易課税	124
13 帳簿および請求書等の記載事項と保存義務	125
14 消費税の申告・納付	127
(参考1) 消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表	128
(参考2) 個人事業者の消費税の申告状況	129

第7章 その他

1 減価償却資産の耐用年数（抄）	131
（1）建 物（別表第一）	131
（2）構築物（別表第一）	131
（3）車両および運搬具他（別表第一）	132
（4）器具および備品（別表第一）	132
（5）機械および装置（別表第二）	132
（6）生 物（別表第四）	133
（7）公害防止（別表第五）	134
・減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表	135
2 勘定科目一覧表（例）	137

<参考様式と記入例>

<第2章分（青色申告の手続き）>

・所得税の青色申告承認申請書	12
・所得税の青色申告承認申請書・現金主義の所得計算による旨の届出書	13～14
・青色事業専従者給与に関する「届出」書	15
・青色事業専従者給与に関する「変更届出」書	16
・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	17
・現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書	18
・個人事業の「開業」等届出書	19
・給与支払事務所等の「開設」等届出書	20
・個人事業の「廃業」等届出書	21
・給与支払事務所等の「廃止」等届出書	22
・所得税の青色申告の取りやめ届出書	23
・事業廃止届出書（消費税関連）	24

<第3章分（青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付）>

・令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	26
・給与所得の源泉徴収税額表（令和7年分）	27
・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和7年分）	28
・令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿（1～6月分）	29
・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）「領収済通知書」（1～6月分）	31
・令和7年分給与所得者の保険料控除申告書	34
・令和7年分給与所得者の基礎控除申告書兼 給与所得者の配偶者控除等申告書兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書兼 所得金額調整控除申告書	35
・令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿（1年分）	36～37
・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）「領収済通知書」（7～12月分）（令和8年1～6月分）	40
・源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書	41
・国税還付金支払内訳書	42
・委任状	43
・給与支払報告書（個人別明細書）一市区町村提出用一	45
・令和7年分給与所得の源泉徴収票一受給者交付用一	46

・ 給与支払報告書（総括表）	47
・ 令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	48

<第4章分（簿記記帳の実務）>

・ 固定資産台帳（平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産）	67
・ 固定資産台帳（平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産）	68
・ 令和6年分所得税青色申告決算書（農業所得用）	69～74
・ 農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合	
（1） 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書 ...	76
（2） 農業経営基盤強化準備金に関する証明書	77
（3） 令和0X年分所得税青色申告決算書（農業所得用）	78
・ 農業経営基盤強化準備金を取り崩し、農用地・農業用機械等の固定資産を取得した場合	
（1） 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書 ...	79
（2） 農業経営基盤強化準備金に関する証明書	80
（3） 農用地等を取得した場合の証明書	81
（4） 令和0X年分所得税青色申告決算書（農業所得用）	82

<第5章分（確定申告書の作成と納税）>

・ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（住所および氏名等の記入）	84
・ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（収入金額等、所得金額等）	85
・ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（所得から差し引かれる金額）	88
・ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（税額の計算、その他、延納の届出） ...	95
・ 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（全体、第一表～第二表）	100～101
・ 令和XX年分肉用牛の売却（措置法25条関係）に係る計算書（青色申告用）	103
・ 肉用牛の売却による所得の税額計算書	104
・ 令和0×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（第一表～第二表）	105～106

第1章

青色申告制度のあらまし

1 農業所得の計算と青色申告

(1) 青色申告と白色申告

わが国の所得税は、自分の所得と税額を自分で計算し納税するという「申告納税制度」をとっています。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。

白色で申告を行う農業者は、これまで記帳の慣行が必ずしも十分でないこともあり、平成中頃までは小規模な農業所得者を対象として、国・地方公共団体が申告の際の目安として作成・開示する、いわゆる農業所得標準を用いて申告を行ってきました。その後、一定の移行期間を経て農業所得を有するすべての農業者が「収支計算」による申告となりました。

一方、青色申告制度は、昭和24年のシャープ勧告に基づいて、昭和25年から設けられた制度で、一定の帳簿を備え付け、日々の記帳に基づいて所得と税額を計算し申告します。白色申告に比べると合理的な税務申告ができるとともに、多くの特典があります（4～5ページ参照）。

(2) 記帳や帳簿などの保存制度

〈白色申告の場合〉

平成26年1月から事業（農業）所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての人は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

記帳する内容は、売上げなどの収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、売上

先・仕入先の相手方の名称・金額等です。なお、一つ一つの取引ごとでなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

〈青色申告の場合〉

青色申告者は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易簿記で記帳してもよいことになっています。

標準的な簡易簿記の種類は次のとおりです。

1. 現金出納帳、2. 売掛帳、3. 買掛帳、4. 経費帳、5. 固定資産台帳

保存が必要なもの	保存期間
帳簿	7年
決算関係書類	7年
現金預金取引等関係書類	7年（前々年分所得が300万円以下は5年）
その他の書類	5年

なお、電子帳簿保存法により、一定の帳簿書類についてはコンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、電子データのままで保存できる制度があります。詳細は、43ページを参照してください。

2 青色申告のすすめ

(1) 青色申告のすすめ

①「個」の確立の面から

これからの農業が魅力ある職業・産業となるためにはイエ（農家）を中心とした経営から、それを構成し支える個人の地位・役割を明確化し、尊重することが重要です。

このための条件の一つとして、従事者が働いた、経営に寄与した割合に応じて適正な労働報酬を支払うことが必要です。

白色申告では、従事者1人について50万円（申告者の配偶者は86万円）の事業専従者控除がありますが、いくら働いても、経営に寄与しても同額です。

青色申告では支払った給与が適正であれば、全額必要経費に算入でき節税にもなり、また従事者にとってやりがいと責任感が育ってきます。

② 簿記記帳と合理的な納税

近年における農業経営は、投下資本の増大、規模拡大・機械化に対応した借入金の増大など経営規模が拡大しています。しかし、簿記記帳に基づかない“どんぶり勘定”のままでは資金管理に十分な対応ができません。

このため簿記を記帳し、基礎的な計数把握を行い簿記記帳を経営改善に活かすとともに、青色申告を通じて個別の経営実態に応じた合理的な納税、節税を図ることが大切です。

簿記には、簡易簿記と複式簿記があります。

簡易簿記はごく簡単な決まりにより収益・費用を記録し、結果として所得はいくらか計算します。簡易簿記では、ともすると所得に関心が高まり、資金管理が十分にできません。

複式簿記は収益・費用の発生と同時に事業主が所有する財産（資産・負債）の増減が漏れなく記録されます。したがって、その時々現金・預金、および借入金等の残高の現状を把握することによって、資金繰りや経営計画が立てやす

くなります。また、融資等の社会的要請、家族経営協定や法人化の基礎的条件としての必要性も高まっています。ぜひ複式簿記で記帳しましょう。

なお、最近は、パソコンを活用した簿記で記帳する経営者が多くなってきています。複式簿記の基本をマスターして、積極的に活用しましょう。

③ 農業施策としての「青色申告」の重要性

平成19年度税制改正で創設された税制特例「農業経営基盤強化準備金」（第4章3の(8)⑧64ページ参照）および「農業者年金制度」の政策支援（保険料の国庫補助）を受ける対象者は、認定農業者（または認定新規就農者）で青色申告者であることが要件とされています。

また、収入保険制度への加入も青色申告をしていることが前提となります。気候変動や市況の乱高下などによる「収入減少への対策」と「つなぎ資金の活用」は、農業経営のリスク回避として有効活用ができます。

農業施策の対象者として「青色申告」の重要性が増しています。

(2) 青色申告と白色申告との納税比較

青色申告制度の主な特典については次に述べますが、青色申告と白色申告の税金の負担額からみた軽減額を計算例により比較してみましょう。

経営形態や家族構成等によりそれぞれ差異はありますが、収入から経費を差し引いた「差引農業所得」を同一にして計算してみると両者の違いは歴然であることが理解できます。

特に、今まで白色申告をしていた者が青色申告をした場合は、経営の実態に即した収入、経費に基づき所得が計算されるので、今まで以上に税金の軽減額が多くなることを実感できると思われます。

申告別所得税と住民税の計算例（令和7年分）

		白色申告	青 色 申 告			
条件設定		事業専従者控除	青色事業専従者給与 (給与、賞与支給額)	青色事業専従者給与 (給与、賞与支給額)	青色事業専従者給与 (給与、賞与支給額)	青色事業専従者給与 (給与、賞与支給額)
		妻	妻	妻	妻	妻
		860,000	1,300,000	1,100,000	1,300,000	1,100,000
		長男	長男	長男	長男	長男
		500,000	1,500,000	1,300,000	1,500,000	1,300,000
			青色申告特別控除	青色申告特別控除	青色申告特別控除	青色申告特別控除
			650,000	650,000	100,000	100,000
農 業 所 得	差引農業所得 (控除前) ㊦	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	青色事業専従者給与 ㊦	—	2,800,000	2,400,000	2,800,000	2,400,000
	青色申告特別控除額 ㊦	—	650,000	650,000	100,000	100,000
	事業専従者控除 ㊦	1,360,000	—	—	—	—
	所得金額 (㊦-㊦-㊦-㊦) ①	4,640,000	2,550,000	2,950,000	3,100,000	3,500,000
所 得 控 除	社会保険料控除	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	生命保険料控除	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	配偶者控除	—	—	—	—	—
	扶養控除（母、長女）	760,000	760,000	760,000	760,000	760,000
	基礎控除	680,000	880,000	880,000	880,000	680,000
	計 ②	1,990,000	2,190,000	2,190,000	2,190,000	1,990,000
課税所得（①－②） ③		2,650,000	360,000	760,000	910,000	1,510,000
所得税額（③×税率） ④		167,500	18,000	38,000	45,500	75,500
給 与 所 得 税 額 ⑤		0	妻 0 長男 0	妻 0 長男 0	妻 0 長男 0	妻 0 長男 0
所得税総額（④＋⑤） ⑥		167,500	18,000	38,000	45,500	75,500
青色申告による節税額 （ 所 得 税 ） ⑦		—	149,500	129,500	122,000	92,000
住民税額 ⑧		265,000	36,000	76,000	91,000	151,000
青色申告による節税額 （ 住 民 税 ） ⑨		—	229,000	189,000	174,000	114,000
所得税と住民税の合計 節 税 額 （ ⑦ ＋ ⑨ ） ⑩		—	378,500	318,500	296,000	206,000

- ※ 1. 税額には、復興特別所得税を含んでいます（100円未満切捨て）。
2. 表中の青色申告特別控除額650,000円は、4 ページの（※） 3(1)①の（※）中の a または b によらない場合は最高550,000円控除となります。
3. 住民税は均等割額等により違いが生じます。
4. 差引農業所得が同額（控除前：600万円）でも、青色事業専従者給与と青色申告特別控除を適用することにより、白色申告と比較して最大38万円程の節税額になります（条件による）。
5. 令和7年度税制改正を考慮しています。専従者給与（給与と賞与）が年間160万円以下の場合は、所得税はゼロになります（4 ページ 3(2)を参照）。